

有識者会議「第一回 風俗行政研究会(7月15日)」説明要旨

公益社団法人全日本ダンス協会連合会

1 全日本ダンス協会連合会と「社交ダンス教授に係る4号の営業規制」

当連合会は、全国に119の教師協会(700程の教室)を抱え、1万7千名のプロ教師を認定し、昭和60年の設立以来、法令に従い、適切なダンススクールの営業を行うとともに、社交ダンス文化の発展に寄与してきた公益社団法人 **【資料1参照】**

→ 社交ダンス教授の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」と言う)」第2条第1項第4号に係る営業規制について、当連合会の意見を説明 **【資料2参照】**

2 現行法の経緯と意義

(1) 規制の趣旨 戦後の歴史

昭和23年 キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業として、「風俗営業取締法」の対象。

(待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業)も対象)

昭和34年改正、風俗営業を今日の1号、2号、3号、4号～7号の7種類

昭和39年改正1号・2号を明確化

昭和59年改正 8号ゲームセンター等の追加。ダンス教授所には18歳未満の者も午後10時までは立ち入り可とする。

(2) 平成10年の規制緩和 ダンスを教授する営業(いわゆるダンススクールの風俗営業からの除外)

風俗営業とされてきた設備を設けて客にダンスをさせる営業のうち、ダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその過程を終了した者に限る)が客にダンスを教授する場合、客にダンスをさせる営業を、風俗営業から除外

→ 当連合会と日本ボールルームダンス連盟(JBDF)を政令で指定

認定講習(ダンス知識・技術のほか、男女間のマナー、法令など)を実施するとともに、自主規制を実施。組織として資格認定委員会、倫理審査会、ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会、ウェルフェアダンス(車いす等)指導員認定委員会

【別添冊子参照】

(3) 平成24年の政令改正

平成20年指定要件の明確化・手続き規定の整備

平成24年 前出の2つの特定講習団体から、講習業務を適正かつ確実に行える法人に拡大(併せてダンス教授講習の実施頻度を年2回程度からおおむね1回程度に緩和)

→ 現在5団体が指定を受け、1団体が申請中

【資料3参照】

(4) 現行体制の意義

人的・物的欠格事由、営業地域・時間の制限、照度規制等一定の規制により不健全営業を排除するとともに、一定のダンススクールについては法から除外(自主規制あり)することにより、一定の水準を確保している。これらにより社交ダンスを習う人に安心して選択してもらえる状況

(5) 法の信頼性と安定性

経営者・照度・営業時間等の規制は有効に機能。また、時代にあわせて規制緩和を実施。自主規制等もあり、健全な経営とダンス文化を継承し安定状況に到達。(平成24年末で教授所の許可は全国で63件)

→ これまで法令を尊重してきた関係者が多大の影響を被る4号改正を仮に行う場合、最低限、「当分の間」の経過措置が必要

3 4号規制撤廃のリスク

(1) 現状の問題の不発生を前提に議論

規制と指定講習団体による講習等による除外の法体系が機能し、認定ダンス教師が健全経営と社交ダンス文化の振興努力を重ねてきた成果

(2) 営業規制がなくなった場合、様々な経営者が参入し、男女間の享乐的交渉を求める顧客をターゲットとして、客室の内部の見通しを妨げる設備

を設けることの禁止、営業所内の照度を一定以上に保つこと、深夜営業の禁止などの規制がない状況が現出するおそれ

→ 「4号営業を風営法の規制の対象から完全に除外することとした場合には、例えば出会い系ダンスホール等のいかがわしい営業が出現し、これが暴力団の資金源となることなども懸念される」ところ」(警察庁・規制改革会議ワーキングでの発言)

(3) 1号、3号、4号の形態のなかで、仮に4号のみを削除すると、4号営業部分に様々な懸念ある状況が集中するおそれ

(4) 4号削除にはリスクがあることを承知のうえ、現在、有効に機能している枠組みを破棄して、新たな事態が現出したら、個別法や条例で対応するという方針は、困難かつ危険で非効率

→ 騒音や地域要件は規制可能としても、人的欠格事由や照度等は困難

4 改正要請の論拠の検討

(1) 規制改革会議の第2次答申においては、3創業・IT等分野④「国民の選択肢拡大」として、「指摘」があったので風営法の見直しを検討とされている。
【資料4参照】

(2) 規制改革会議(創業・IT等分野ワーキング)の公表資料をみると、ダンスに関しては、基本的に3号の議論が中心で、議事録や資料でも3号関係が圧倒的(4号は問題が起きておらず、ダンス教室に風営法はそぐわないとの認識)

(3) 4号に係る指摘(日本ダンススポーツ連盟(JDSF))「弊害」は次の3点

① 「一部の不健全な営業を取り締まるためにダンス営業全体を厳しく規制」

⇒ JOC選手強化すら自由にできない

⇒ 「風俗」のイメージダウンや法の規制で大手企業の参入取りやめ事例

・ 「一部の不健全な営業」の指摘

・ JOC選手強化と営業とはそれほど強い関係はない。

- ・「風俗」と「風俗営業」は異なる。ダンススクールの大多数は「風俗営業」からも除外され、大手なら除外される体制を整備
 - ダンススクールの規制を含め、ダンスが法第2条第1項の「風俗営業」とは別のところで規制されることについては、規制内容も個別対応が可能となるので、当連合会は賛成。
- ただし、ダンス文化推進議員連盟案の法第4章(性風俗関連特殊営業等の規制)への新たな規定は、より「風俗」に近いので、法体系上困難は承知のうえ、新章に規定することを要望 【資料5参照】

② 風営法の記述と警察庁裁量行政とのギャップが大きすぎ

- ⇒ 兵庫県の例、高知市の例、大阪市の例⇒4号教師による名義貸し
- ・ 警察庁の通知・解釈等で解決 「現時点においては規制対象となる営業形態について誤解が生じているという状況にはないものと認識」【資料6参照】
- ・ 法律レベルでない(法廃止論でなく、法令の整序・運用の議論)

③ 4号教師の矛盾(例:社交ダンス全国組織でない資格団体として認められない)

- ⇒ 日本では、社交ダンス以外のダンス(サルサ、アルゼンチンタンゴ)などを法的には普及できない。
- ・ 規制対象であれば、教授所の許可を受けることは可能
- ・ 「全国組織」を定めているのは、法律でも政令でもなく、規則。この規則を定めるにあたり、平成24年にパブリックコメント

5 社交ダンス教授(スクール)の特質と対応

- (1) 伝統と型 世界的規範 →水準と信頼の確保が必要
 - (2) 異性との『接触』 →モラルと懸念(営業者・照度・時間等の規制)
 - (3) 教授(スクール) 客(同士)が任意に踊るのではなく、基本は教師が生徒の相手をするとともに、生徒が教師のコントロール下に入る。
- 「風俗営業」の「接待」 解釈運用基準第四法第2条第3項関係
- 接待とは、「歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」(法第2条第3項)を言い、「客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為は、接待にあた

る」また、「特定少数の客に対して、もっぱらその客の様に供している客室又は客室内の区画された場所において、歌舞音曲、ダンス、ショー等を見せ、または聞かせる行為は接待にあたる。」

→ 単純に「客に踊らせる」4号、プラス飲食で3号、さらに接待が加わり1号と考えるならば、「3号でさえ規制緩和だから4号も同様」との発想。

ただし、社交ダンス教授は、ダンスの形態(接触)及び客同士でなく教師が相手をするので、「接待」につながりうるため、はっきりと法対象外に位置付けることが必要。

6 意見(まとめ)

- ・ 法律的に問題がなく有効に機能し、廃止に多くの懸念がある4号を、「問題が発生していないから」、或いは「ダンスは文化だから」といった理由により削除することには反対
- ・ 一定の規制により不健全な経営を排除しつつ、明確に風営法対象外として安心して教授できる除外の枠組みの存続を強く要望
- ・ 風営法の除外制度と自主規制等による健全経営の確保は、社交ダンスを習う者に対する適切な選択肢の提供及び社交ダンスの品位と品格の維持・社交ダンス文化の発展のためにも堅持

資料目次

- 【資料1】 公益社団法人全日本ダンス協会連合会 案内 (省略)
- 【資料2】 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」について(要望)
国家公安委員会委員長 古屋圭司殿
- 【資料3】 社交ダンス営業(風俗営業4号) 図解
- 【資料4】 ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見(平成26年5月12日)
に対する反対意見表明 規制改革会議 議長 岡 素之 殿
- 【資料5】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(抄) (省略)
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(抄)
- 【資料6】 ダンススクール・ダンスホールの取り扱い(第15回 創業・IT等
ワーキング・グループ 警察庁説明資料 第2頁) (省略)

別添冊子 (省略)

- ・ ダンス教師認定試験・認定試験・昇級試験テキスト(風営法・自主規制要綱含)
- ・ ジュニアダンスの手引き
- ・ ウェルフェア・ダンスへようこそ
- ・ 全ダ連だより 第17号(ジュニア・ウェルフェア等収録)

平成 26 年 6 月 12 日

国家公安委員会委員長
古屋 圭司 殿

公益社団法人全日本ダンス協会連合会
会長 伊藤信義



「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」について（要望）

平素より、公益社団法人全日本ダンス協会連合会の活動につきましては、特段のご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。当連合会は、全国に119の教師協会（700程の教室）を抱え、1万7千名のプロ教師を認定し、現行法令に従い、適切なダンススクールの営業を行うとともに、社交ダンス文化の発展に寄与してまいりました。

このたびダンス文化推進議員連盟において、同法の一部改正案が検討され、また規制改革会議においても、ダンスの規制について議論がなされております。議員連盟及び規制改革会議においては、主として同法第2条第1項1号及び3号の飲食等を伴う場合について、具体的な議論がなされたようですが、4号のダンススクール・ダンスホールの営業の規定については、必ずしも十分な議論がないまま、4号を削除する方向となっております。当連合会は、以下の理由をもって、4号削除案反対、現行の指定団体の認定講習制度の堅持等下記4項目の意見及び要望を取りまとめましたので、特段のご配慮をお願いいたします。

当連合会は、平成10年より風営法の指定を受け、組織として資格認定委員会、倫理審査会、ダンス教授所及びジュニア育成教室認定委員会、ウェルフェアダンス(車いす等)指導員認定委員会等を設け、認定講習(ダンス知識・技術のほか、男女間のマナー、風営法関連の法令など)を実施しております。また風営法の適用除外となっておりますが、自主規制を行い、健全な営業を重ねるとともに、社交ダンス文化の社会的認知の向上に寄与してまいりました。今日、3号営業の様に、問題となる事案が発生していないと認識しております。なお、規制改革会議における問題指摘についても、これまで警察庁における対応もあり、いずれも法律的レベルの問題ではないと考えております。

一方、4号の規定を廃止しダンス営業が全く自由となった場合、警察庁も規制改革会議において指摘されているように、暴力団等の参入、密室化、深夜・住宅街の営業、年少者の自由出入り等の問題が予想されます。また、特に社交ダ

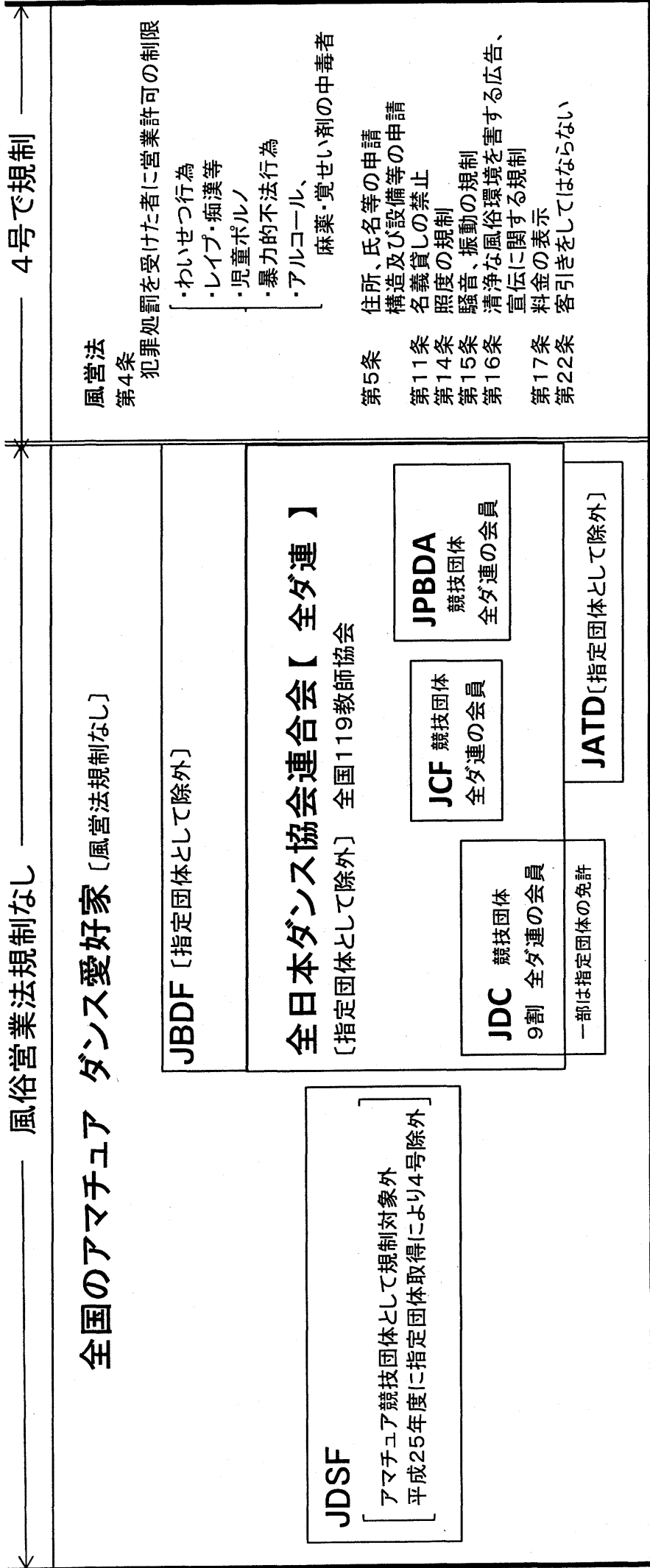
ンスがペアダンスとして男女の「接触」を伴うこともあり、また営業としても、出会い系ダンスホール等が現出する懸念等があります。したがって、なお、一定の規制が必要と考えます。

記

- ① 法律的な問題がなく、多くの懸念がある4号を、「問題が発生していないから」、或いは「ダンスは文化だから」といった理由により削除することには反対いたします。
- ② 健全なダンススクールを営業し、社交ダンス文化を育んできた現行風営法の除外制度の仕組みは、これまで関係者の努力により、築き上げた社交ダンスの品位と品格を維持するうえからも堅持すべきと考えます。
- ③ これまで公安委員会のご指導のもとで果たして来た実績と関係者の営業の安定に考慮し、指定団体・認定講習に加えて、新たな制度・仕組みの検討・推進を要望いたします。
- ④ 今後、議論・検討を進めるに当たって、明確に要請を行った当連合会に対し、十分な情報提供と意見交換をお願いいたします。

当連合会が大変厳しい環境の中、風営法の趣旨目的を実現するべく努めております点を十分にお汲み取りのうえ、引き続きご指導・ご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上



※ 社交ダンス界は、アマチュア ダンス愛好家・各競技団体・営業者の団体すべてが平成10年より既に風営法から除外されている。
 ※ 全国2000件のダンススクールが健全なダンス文化を目指し、自主規制を行ってきた結果、現在の健全で安心なダンス文化が継続している。
 ※ 現在、風営法第4条で制限されている営業から青少年を守るため、暴力団等の介入を防ぎ、皆が安心して楽しくダンスを行えるダンス環境を守りたい。

以上の理由を以て、風俗営業法4号全面撤廃に反対いたします。

平成 26 年 6 月 2 日

規制改革会議

議長 岡 素之 殿

公益社団法人全日本ダンス協会連合会

会長 伊藤 信義



ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見（平成26年5月12日）
に対する反対意見表明

平素より、公益社団法人全日本ダンス協会連合会の活動につきましては、特段のご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。私ども、全国に119の協会（700余の教室）を抱え、1万7千名のプロ教師を認定し、現行法令に従い、適切なダンススクールの営業を行うとともに、社交ダンス文化の発展に寄与してまいりました。

この度、貴会議より「ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見（平成26年5月12日）」が出されました。見直し対象とされた同法第2条第1項第1号及び第3号の飲食を伴う場合については、具体的な議論がなされておりますが、第4号のダンススクール・ダンスホールの営業の規定については、十分な議論があったと会議録からも拝察できず、単純に削除の結論を出されました。当会は、下記の理由をもって、貴会議の4号削除意見について、反対の意見を表明させていただきます。

現行法令の施行にあたり、4号については法律的に問題がないにもかかわらず、抽象的な論議や「問題がないから」という理由により、削除しようとしております。規定を廃止した場合の、様々な懸念等が指摘されているにも関わらず、法制的対応等を検討せず決定されたことを遺憾に存じます。

また、議論の進め方、手続きについて、当会が法令の関係者であることは明らかであるにも関わらず、4号の「営業」について、アマチュア団体の意見のみを徴して、結論を出されたことは、理解できません。権威ある規制改革会議の議論にあたっては、関係者を始め各方面の意見に耳を傾け、十分な議論を経て、結論を導くことによって、より広く賛同を得、改革が進むよう努めるべきものと考えます。早急な結論の導きに対し再考をお願いする次第であります。

これまで関係者が現行法令に従い地道に築き上げた社交ダンススクールの信頼及び社交ダンス文化の進展に対して適切な評価をいただき、今後ともさらなるご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。
貴会議の皆様のみまますのご活躍・ご発展をお祈りいたします。

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（JBDF）の方針

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟

常務理事 資格委員長 内田 芳昭

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下JBDF）は、ボールルームダンス（社交ダンス）を日本の中に文化として定着させることを目票に掲げて20年間活動してまいりました。

過去には、風俗営業法からダンスを外す活動を独自に働きかけたことがあり、署名運動を行って議員連盟を立ち上げていただきました。その結果、JBDFの資格を持った教師がいるダンス教室は、風俗営業法からの適用を除外するとの法改正を勝ち取ることができました。しかし、その時の目標でありました、ダンス教室を風俗営業法から完全に外すということは達成できませんでした。

今でも、目標であった風俗営業法第2条の4号営業にかかるダンス教室が、風俗営業法から完全に外れることをJBDFとして強く望んでおります。

また、ボールルームダンス以外のダンスについては軽々に発言することはできませんが、ボールルームダンスを普及させるべく活動する団体としては、ダンスという文言が風俗営業法の条文に書かれているということは、決して普及活動の助けにはなりません。ぜひ削除していただきたいと思っております。

3号営業にかかるナイトクラブ等の営業形態における種々の問題については、業界内での自浄作用がどのくらい有効に働くのかも分かりませんし、ダンスという文言を風俗営業法から外すことと同列で考えることは無理があり、ボールルームダンスの普及を目指す公益法人としては、切り離して考えていただきたいと思えます。

JBDFは、これからもボールルームダンスを普及することを目指し、ボールルームダンスを文化として日本の中に定着させるべく活動を続けてまいります。

以上

2014年7月14日

有識者会議御中

風営法のダンス規制撤廃について

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
専務理事 山田 淳

【1】はじめに

ダンスを振興する立場として、私どものダンスを文化として認めていただき、大きな足かせとなっている風営法のダンス規制を原則撤廃していただきたく、お願い申し上げます。

なお、内閣府規制改革会議に提出済のご説明資料やその議事録については、法改正の議論の前提としてご理解いただいているものとして、ここでは再提出いたしておりませんが、必要であればお申し付けください。

【2】風営法規制撤廃に向けたお願いの背景（ポイント）

- ① アジア大会や World Games 等で正式競技となっているダンススポーツ、サルサなどで、選手の育成や練習、競技会（コンテスト）運営に支障のある規制となってしまうことは解決すべきと考えます。（別紙1）
- ② 「ダンス」を性悪説で捕らえ、その営業を原則禁止し、風営法による特別な許可が必要としてしまっている構造では、（罰則を伴う刑法であるにも係わらず）法の文言を一般の成人が読めば通常行われている競技会やパーティなど健全なイベントすら違法と読めることから、実態に合わせる裁量行政判断（二転三転する例もある）に対して事業者側のリスクが非常に大きいこと、またグレーな領域、風営法というレッテルから優良資本が入りにくく発展に大きな支障があるので、抜本解決されるべきと考えます。問題の営業のみ取り締まる具体的な法とすべきと考えます。
- ③ 4号教師資格は、資格発行団体の要件の問題もあって、様々なダンスの種類に対応できておらず、日本では新しいダンスを有償で教えられない制度になってしまっています。（そもそも制度に無理があり、現実には違法で行わねばならない状態）
 - ★サルサ：先月ようやく当連盟を通せば専用の教師資格発行が可能となったもの（別紙2）
 - ★ブラジリアンダンス等：方策がない（別紙3）
- ④ 風営法の許可を取る場合の要件が現実離れしていること、子供を含めたイベントができなくなるなど、キッズダンス普及の為に、そもそも性風俗であるかのような扱いは不適當です。
- ⑤ サルサやアルゼンチンタンゴ、ブラジリアンダンス等、愛好者が未だ少ない段階では、ダンス教授だけでは教師も演奏者も生活が成り立つ市場ではなく、飲食の提供と、ダンスの場を用意することで、指導者が生活しながら愛好者を増やす必要があります。指導者の生活ができなければトップ選手や芸術家の創出もできません。逆に愛好者の多かつ

た社交ダンスは日常の3号営業をほとんど無くしてしまったために、日本では若者の気軽な楽しみとして定着しなくなり、ダンス人口の激減と高齢化に直面してしまっていることから、早急な改善が必要となっております。

- ⑥ ダンスは、音楽に於ける「歌」と同様に、身体による音楽表現です。良い音楽が流れる飲食店で客が身体を揺らし、踊り出すのは自然であり、それが言語を超えた交流・国際親善にもなることから、日本でダンス飲食店が、通常の飲食店と同様に当然のようにできるようになるべきと思っております（別紙4）。これはダンスの普及・振興の為に大変重要な課題です。
- ⑦ 特に中南米の大使館員や来日する職員らはもちろん、スポーツ選手や各種博覧会で来日する人は、深夜に及んで飲食を伴うサルサなどのダンスパーティーを行う事が頻繁にあります。日本での国際ダンスイベント終了後の打ち上げなどはもちろんです。これは一つの社交文化です。週末には、深夜以降もたくさんのタクシーが交差点付近にて客を降ろしています。また外資系企業で働く人達の多くは、海外のマーケットに合わせて勤務しており、時間帯は多様化しています。多様化、国際化したライフスタイルとともに、東京オリンピックに向けて、海外観光客を誘致する上でも深夜に営業可能なダンス飲食店の存在は重要と考えます。「夜中に踊ることもできる大人の娯楽」が、合法の中でオープンに管理されるべきと考えます。

【3】具体的なお願い

ダンス文化議員連盟による提案に対して、警察庁による修正提案がありました。これをベースに、当連盟としての考えを述べます。（別紙5）

① 年少者の立ち入りについて

私どもの実施しているダンスでは、キッズダンスの普及が大きなテーマとなっており、チャンピオンの年齢も20歳以下になる傾向がある中で、従来の4号、3号に当たる営業について、昼間に子供の自由な立ち入りを禁止するのは現実的ではありません。野球の試合でも、24時間営業のファミレスでもアルコールは置いてあるものの、未成年者の自由な立ち入りは可能です。未成年者にアルコールを提供しない自主規制を徹底することで、議員連盟案の通りとしていただきたいと考えます。

② 立地規制について

私どもの実施しているダンスでは、日常の飲食店で踊れることが、その普及・振興の為に重要な要素です。そもそも大音量ではないし、暗くして営業する訳ではないので、問題の営業は別枠で規制されるものとし、健全な営業については病院の近くであろうと、学内であろうと、深夜飲食店が許される範囲であればどこでも良いはずで、

大規模店舗については確かに住民に影響があるので、しかるべき立地規制があってもおかしくないと考えます。

③ 面積要件について

大きな面積を強制することは現実的ではありません。実際に現存するサルサの営業など、地価の高い繁華街などに於いては、その多くが66㎡より狭いところで健全に営業

されています。また、ダンスを目的としない音楽のある飲食店でも踊れるようにできるべきと考えます。面積要件をつけたとしても人数が入れば大規模になるだけで密度に伴う安全性にかわりはないと思われるので、面積要件は除くべきと考えます。

もし個室営業化が心配であれば、外部から監視できる条件をつけるなど、方策が十分あると考えます。

【4】自主管理等による安全の確立について

今までの違法営業の検挙件数などは、規制改革会議の報告を受けて検討中の「風営法」が存在するために発生する件数であり、グレーエリアとして黙認状態で実際に行われてきた営業、あるいはアンダーグラウンドで行われてきた営業を合わせて、ダンススポーツ（ボールルームダンス、社交ダンス）、サルサ、アルゼンチンタンゴ、ブラジリアンダンスなど、（飲食を伴ったり深夜に及んだものも含めて）問題は発生していないと考えております。これらペアダンスはダンスを楽しむものなので、足を踏むような暗さ（10ルクス以下）に落とす必要もなければ、音楽を大音量で流す必要もありません。深酒もダンスが踊れなくなるのでありません。

過去に110番通報があったとされるサルサに於いても、風営法の存在による営業問題があるための嫌がらせと思われ、実際に風営法が懸念する問題ではなかったと理解しています。

つまり、これらの業態については、現行の規制を撤廃した上で、自主管理義務や個別法規の必要な整備と刑罰を重くするなどによって、安全性を担保できると考えます。

自主管理団体が警察庁と連携をとって安全を確保する方策もあると思われま

【5】現場からのお願い

風営法によるダンス営業規制が現存するため、特例的に営業が認められた個人もしくは団体が排他的に大きな利益を上げている実態があり、その排他的営業権としての既得権を守るための発言や行動をする場合が考えられます。

これをもって業界内の見解の不一致と指摘されたこともあるのですが、これも風営法による歪みの一つと考えております。

これら既得権者によるダンスの問題指摘や現行規制維持を求める意見については、妥当性や中立性を欠く場合があり、必ずしも業界や国民を代表する考え方ではないことにご留意いただき、公正なご判断をお願いする次第です。

以上

(別紙1、4及び5省略)

風営法の規制緩和について（サルサ）

サルサホットラインジャパン 代表
サルサ資格認定団体設立準備委員会委員
村山 健太郎
NPO 法人 日本サルサ協会 理事
秋田 幸子

<4号削除と3号営業の規制緩和あるいは撤廃について>

これまで警察庁とサルサ団体は、4号資格団体の設立について、さまざまな条件設定をしながら協議をしていました。その中で、現在の事実上無許可営業となっている店舗でのサルサダンスレッスンとその後のクラブ営業については、(実際には問題となる営業ではないことから、社交ダンスの4号資格教師が管理する飲食付きダンスパーティが3号規制に当たらないという解釈と同様に)4号資格を持っている教師がその場で管理していれば問題はないとの認識を得ていました。したがって、これまでサルサの4号資格の獲得に注力して来た次第です。

法改正に当たっては、現状のほとんどの店舗が許可の取れる3号営業の緩和なり、あるいは撤廃が必要であり、万一4号だけの削除になった場合は、サルサ業界として現実的な解を失ってしまいます。

つまり、全国規模では約100店舗近くでサルサダンスレッスンを開催している現状を鑑みると、3号規制緩和、あるいは撤廃を伴わない4号の単純削除は全国的にも大きな影響を及ぼし、既存店舗の廃業やそれに伴う経済的、社会、文化的な損失は、地方であるがゆえに大きなインパクトを伴う可能性もあります。

3号営業の規制緩和あるいは撤廃に当たっては、その時に問題となりえる、近隣住民への配慮、青少年の健全な育成、犯罪の排除について、サルサ業界として教師、イベント事業者、ダンス飲食店舗経営者との連携をはかり、自主規制の指針をつくり、組織的に、自主規制団体としての活動を強化する方向でいます。今後警察庁の監督を仰ぎつつ業界団体として連携を図ることは大いに検討されるべきことと考えております。

<検討事項>

1. 現状のレッスン形態への障害と今後の新規参入ダンスへの障害

新参のダンス種は最初から振興組織があるわけではなく、個々に海外などで経験を積んだ愛好者が、草の根的な活動で技術を伝え、愛好者を増やしてきています。とりわけレストランなどの飲食店（風俗営業店ではない）の開店前や早い時間にレッスンを行うことが

非常に多く、そうした場所ではイベントとして不定期、非常態的にダンスをさせている営業になるので、風俗営業に抵触しないとされていましたが、現在改正が検討されている飲食を伴うダンス営業の規制緩和の行方いかんでは、こうしたレッスンが行えなくなる可能性があります。

2. 青少年の対応の問題点

サルサでは、コンテストやパーティで飲食を伴うのは国際的に常識となっています。それが社交の場でもあり、未成年は入れないとすると、子供の出場はそれだけで不可能になってしまい、キッズダンスのから競技選手の育成にも支障となります。

3. 3号未取得店へ警察署の対応について

現在、六本木にあるサルサクラブに所轄警察の立ち入りがありますが、警察官の立ち入り理由として騒音苦情通報があったとのこと。隣接しているライブハウスの音が大きいのがなぜサルサクラブが通報されるのか疑問に思います。このように、内容の問題ではなく特定の店舗を狙い撃ちしているかのような通報者の悪意を感じます。

4. 風営法のダンス規制が引き起こす問題

風営法のダンス規制があることによって潤う団体があることから、既得権を維持しようとして問題が発生することがあります。サルサでは4号の教師資格取得を検討してきましたが、これを発行できる既得権団体からその団体の社交ダンス（サルサとは異なるダンス）の資格を取るように強く迫られ、「そうでないと潰します」、という脅しを受けました。このように、四号の資格制度が既得権益を守るために悪用されている実態、その法の不備に目を向けていただきたく思います。実際には風営法が問題としているような享乐的な雰囲気ダンス営業ではない営業が行われているので、現在のそのような健全な営業については認められるよう規制緩和をお願いします。

以上

BPIA (ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会) 概要と

風営法規制に対する要望

BPIA としての主張

◆ペアダンスそのものと、BPIA の会員が行っているレッスン・パーティ活動は「風営法」に違反する活動とは全く異なる健全なものであります。また、BPIA の活動はブラジルとの文化交流を深める手段としても機能しています。

現行の「風営法」のダンス規制内容を理解していますが、ブラジリアンペアダンスの場合、会員数も少なく、団体づくりには課題が多いのが現状です。

BPIA に限らず、現行、風営法が定める認定団体作りが困難なペアダンス業界も多数存在しており、4号教師資格の考え方では対応できません。

※ダンスの種目・説明、BPIA インストラクター・レッスン数などデータ詳細は下記

◆2014年6月18日の「ダンス文化推進議員連盟」総会の報告や、警察庁安全保全局保安課長・楠警視庁からのアドバイスを、よく理解しています。周辺住民からの苦情や・パーティ内での泥酔者問題は現在まで発生していませんし、必要な自主規制は、今後も BPIA が率先して行います。

◆イベントやパーティ活動は、タンゴのミロンガ同様、ブラジリアンペアダンスにとっても、文化的にも切り離せないものであります。

1、「レッスンの延長線上にある（レッスンで学習したものを実践する場、技術向上のための場である）」

2、「愛好家たちの健全な交流の場である」

3、「アルコールや軽食などを提供し、飲食を伴うのは一般的である。」

4、「20代～50代の社会人をメインとする愛好家達は大半が仕事の後に参加することから、平日においては夜20時台から開始されることが一般的である。」

5、ブラジル本国、ヨーロッパ、オセアニア、アジア各地など世界的に見ても、ペアダンスそのものが規制の対象になっているのは、日本のみであり、パーティ内で警察庁が懸念されているような問題が発生したことは過去一度もない。

といった点から、風営法3号緩和の必要性を強く要請します。

BPIA 設立の経緯と目的

2013年6月「BPIA (ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会)」発足。

全国のインストラクターに呼びかけ、風営法規制に対する窓口団体として、会員インストラクターのレッスン・イベント活動の健全性を保証するために、設立されました。

約20年、ブラジルの文化である「ペアダンス」を通して、日本の愛好家にダンスカルチャーを促進してきた活動の歴史がありますが、ダンス業界全体においては、小さなコミュニティであるため、現在の風営法の規制による「資格認定団体の設立」などは実現できないのが実情です。

また、愛好家たちとの交流、レッスン時間外の練習・技術向上の場として、イベントやパーティーはかかせない存在であり、本家のブラジルに習い、飲食を伴う場所での活動はごく自然な行為であります。

インストラクター業を営む者への収入・ダンスを振興させていく目的においても、飲食営業を伴う場での活動はこれから、ますます重要性が増していく事が予想され、BPIAとしても、迷惑行為などの自主規制は常に怠ることなく、これまで以上にダンスを活用していただく場を構築していきたいと考えています。

ブラジリアンペアダンスと3号営業問題の実情

競技性が無く試験制度も無いブラジルの大衆文化の一貫であるダンスなので、社交ダンスとは大きく異なっています。

愛好家達のダンス向上の場であり、親睦を深める楽しみの一つであるパーティーの実施は不可欠でありながら、会場となる公共施設、スタジオ、レンタルスペースや飲食店は3号営業を大半がとっていないのが実情です。

過去、ブラジリアンペアダンスのイベントで騒音苦情や問題が起きたことは一度も無く、非常に健全な活動を行なっている事を考慮して、今後も愛好家やインストラクター達が適正に活動できる環境を模索したいと考えています。

4号一無資格の現状と将来

レッスンを提供するインストラクターは、大半の者がブラジル文化との交流を通じて、ダンスに興味を持ち、勉強・鍛錬をしています。4号で資格が認可されている社交ダンスの有資格者は2014年の段階ではひとりも存在しません。

日本在住のブラジル人からメソッドを教わり勉強する者、独自・自費でブラジルや諸外国のインストラクターのもとに勉強に行き来し活動する者など、様々ではありますが、各人、安心して愛好家達が踊れる環境を目指すため、窓口となる「ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会」を構成し、現在、賛同者達と協力体制をとっている段階であります。

日本のブラジリアンペアダンスの専門家もしくは兼業で活動しているインストラク

ターの数

関東地区 約15名

他地域 石川県、京都、大阪などで確認できるだけで、全国で5名ほど。

BPIA認定のレッスン・イベント

定期レッスン 月に約17
定期パーティ 月に約10
を認定。

ブラジリアンペアダンス教室（愛好家団体含む）の実数

全国 約11

【参考】愛好者数

一人で踊るダンス、浅草に代表されるサンバカーニバルなどへの参加者・チーム所属者
約1万人 ※東京、大阪、神戸、群馬、名古屋、沖縄など全国区での推定人数

ペアダンス愛好者数
推定500人

以上

資料：BPIA（ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会）

が指導するダンス種目について

BPIAのインストラクターが指導するダンス種目

主に、ブラジルのサロンダンス※1の基本3種目である Samba de Gafieira（サンバ・ヂ・ガフィエイラ）、Bolero（ボレロ）、Soltinho（ソウチーニョ）に加え、ブラジル発祥でヨーロッパや世界各地に普及している Forro（フォホー）、ZOUK(ズーク)など。

社交ダンスのサンバとBPIAが行うサンバの違い

「BPIA（ブラジリアンペアダンスインストラクターズ協会）」のインストラクターが行う SAMBA サンバとは、ブラジル発祥のブラジル人の心ともいえるダンスであり。日本などの社交ダンス界で行われている、「競技ダンスのサンバ」とは、まったく別物であります。

ブラジル・リオデジャネイロの一大観光産業「サンバ・カルナバル（リオのサンバカーニバル）」に代表される、パレードのサンバ。一人で踊るサンバは勿論のこと、

ブラジル全土でダンスアカデミー(ダンス学校)が存在し、そこで指導されるサロンダンスの中の、サンバのペアダンス「Samba de Gafieira (サンバ・ヂ・ガフィエイラ)」など、地域に根差したパーティから、ショー産業に至るまで、ブラジルの重要なダンスカルチャーとして確立されています。

その歴史は長く 19 世紀末から南米やヨーロッパの様々なダンスの要素を取り入れ、今も様々なスタイルを確立し、進化を遂げています。

※1 ポルトガル語で「Dança de Salão (ダンサ・ヂ・サラオン)」。

BPIAのインストラクター

約 20 年前から、日本でもブラジリアンサロンダンスの指導者が活動を始めています。

来日したブラジル人インストラクターから指導を受ける者、日本からブラジルに渡航し、アカデミアに通いトレーニングを行い、指導者として活動している者が大半を占めます。

また、ブラジルサロンダンスのブラジル人インストラクターはヨーロッパをはじめ、現在世界各国で活動しているため、ブラジルに限らず、他国でトレーニングを積み、日本で指導を始める者も多いです。

昨今、インターネットの普及で、ブラジルともコンタクトがとりやすくなり、踊っている様子の動画などの情報も受け取れるようになりましたが、

数年までは、そのような環境も整っておらず、テキストや試験制度などは皆無に等しい中で、インストラクターを志す者は、現地に渡って学習し情報を収集していきながら、各地のインストラクターから「日本で指導して、ブラジルのダンスカルチャーを広めてほしい」との要請を受け、日本での活動を続けてきたのが現状です。

以上

BPIA (ブラジリアンペアダンス インストラクターズ協会)

理事 新野 彩子

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する意見書

一般社団法人 日本舞踏教師協会
会長 高野 寛治

近い将来改制されるであろう、第3号、第4号営業に関して意見を述べさせていただきます。当協会としましては、第4号に関しては撤廃もいたしかたないかと思いますが、もし第4号撤廃になると多くの私たちのような社交ダンスの団体が無くなってしまう可能性があります。こういった団体によってダンス技術の向上や、文化的取り組みが為されているのも、無視できない事実です。当協会も撤廃となった場合の生き残りをかけていろいろな取り組みをしておりますが、様々な意見を持った方々の集まりでありますから、存続は容易ではないと考えられます。

第3号はやはり飲食を伴うこともあり、酒に酔って喧嘩になる等の危険が考えられるほか、騒音、振動等のトラブル、未成年者の飲酒等様々な問題が発生すると考えられます。また、流行音楽の変化に伴いダンスの形態変化によって、ペアダンス＝規制対象というのはナンセンスであり、少年少女の多くが好むストリート系ダンスクラブのほうが、より規制対象に近いような気がします。

ただダンス＝風俗という認識を払拭したいという業界の意識、あるいはダンス議連、レッツダンス署名推進委員会のご意見は誠に同意見でありますので、トラブル等を規制する何か別の方法が有れば良いと感じます。

第3号の緩和、第4号の撤廃によって、私ども社交ダンスの教師協会と公安委員会が協力することのできる方法がみつかる事を願っております。

第1回「風俗行政研究会」

ヒアリング資料

2014.7.15

一般社団法人

日本アルゼンチンタンゴ連盟

会長 飯塚久夫

(日本タンゴ・アカデミー会長 東京工業大学大学院客員教授)

副会長 山尾洋史

(世界タンゴ選手権大会サロン部門優勝者)

アルゼンチンタンゴとは

- 起源: 1870年頃からアルゼンチンのブエノスアイレスで、音楽とダンスが一体の形で発展
- 系譜: スペインのボレロ、中・東欧のポルカ/ワルツ、キューバのハバネラ、アフリカのカンドンベなどから融合的創造
- 担手: 欧州からアルゼンチンへの移民
- 表現: 移民の郷愁、追憶、情熱、哀しみ、歓び、希望などの心情が複雑に混合
- 音楽: その殆どが短音階で、日本の音楽と相通じる
1910年代からは歌も作られるようになり、演奏・踊り・歌の三位一体で今日まで続く
日本では、戦前からポピュラー音楽の一種として和製タンゴも多数作られた(代表は古賀政男、服部良一)
70年頃までは“藤沢嵐子”の活躍で一大ジャンルを確立

アルゼンチンタンゴのダンスについて

- タンゴのリズムは4分の2拍子、4分の4拍子であり、ダンスもリズムに合わせることを基本とするが、音楽との一体性、音楽の表現する情感をダンスとしていかに上手く表せるかに重点がある
- 技術や技巧も必要であるが、評価されるのは上記の表現法である
- 一般的にTV等で見かけるのは、アクロバティックな動きを伴うタンゴであるが、それは“ステージ・タンゴ”というプロに近い人が踊るもので芸術性もあるが、一般には“サロン・タンゴ”という自然に歩くことを基本とした踊りである
- “タンゴ・セラピー”という学問も確立されており(参考資料)、洗練された遊び心のある癒やしのダンスという側面もある

社交ダンスのタンゴとの違い

- アルゼンチンタンゴは20世紀初頭から欧州でも流行し、その音楽もダンスも欧州独特のものが作られるようになった
- 社交ダンスの音楽はいわゆるコンチネンタル・タンゴといわれるもの、アルゼンチンのそれとは全く異なる曲が派生した
- 楽器も20世紀になってアルゼンチンではバンドネオンが主流となるが、コンチネンタル・タンゴはアコーディオンが多い
- ダンスは、英国でボールルーム・ダンスが体系化され(いわゆる社交ダンス)タンゴもその一種目として採り入れられたが、その踊り方は組み方からして全く異なるものである
- アルゼンチンタンゴ・ダンスは社交ダンスのように足型などの教科書はなく、ノウハウ的な伝承・伝授によって教えられる
- アルゼンチンタンゴ・ダンスはそのオリジナリティ、歴史と伝統の文化性により2009年“ユネスコ無形文化遺産”に登録

アルゼンチンタンゴ・ダンスの潮流

- アルゼンチンタンゴはダンスを含め“無形文化遺産”登録が象徴するように、その文化性が高まり、歴史的には初めてであるが、この20年来、アルゼンチンを超えて(社交ダンス・タンゴとは別に)世界各国で踊られる状況にある
- 毎年8月に行われる世界タンゴ選手権大会には世界100都市から出場者があり、10万人を越える参加者が集まる
- 本年6月に東京で行われたアジア選手権では、殆どのアジア各国からの出場者があり、海外比率は50%程度にもなっている
- 国内では、東京中心ではあるが、全国に教師・踊り場(主として公共施設利用)があり、そのダンス人口は老若男女増加傾向にある
- いずれの場も極めて健全な運営がなされており、“文化としてのワイン”は付きものであるが、節度が保たれている

風営法に対するコメント(その1)

- アルゼンチンタンゴ・ダンスはその歴史性・文化性からして“風俗営業”とはおよそ無縁の存在
- 戦後まもなくからダンスホールで踊られてきたのは社交ダンス・タンゴであり、アルゼンチン・タンゴではない
- しかし、近年はアルゼンチンタンゴ・ダンスの隆盛に伴い、ダンス教授を営業として行う教師もおり、授業の成果を試す場、あるいは習ったことの実践の場としての踊り場(ミロンガ)もある
- そうした中でアルゼンチンタンゴ・ダンスはダンスを極めて健全に楽しむ場となっているが、一層、責任ある自主・自律的な秩序を保つため、またアルゼンチンタンゴの普及・発展も目的として、本年4月、一般社団法人“日本アルゼンチンタンゴ連盟”を設立した
- 日本ではアルゼンチンタンゴに関係した全国団体として“日本タンゴ・アカデミー”“日本アルゼンチン協会”があるが、前者は“アルゼンチン国立タンゴ・アカデミー”とも連携した主として聴く者の集まり、後者は元駐亜大使を理事長とする日亜親善団体である

風営法に対するコメント(その2)

- “風営法”に関しては一般社会の常識・良識的な見解を重視したい
- 具体的には、最近の大阪地裁判決に対する新聞各紙の社説を引用してコメントとさせていただく(2014. 4. 28)
- 『規制は公共の利益のために必要で、合憲...風営法の規定で時代にそぐわないのは、ダンスに関するあらゆる営業を「風俗営業」と位置づけ、一律に規制している点』(読売新聞)
- 『風営法の規制自体は合憲としたが、自由への制約は、できる限り小さくすべき...営業として客がダンスを踊れるようにしているなら、規制の対象とする。こんな時代遅れを残す現在の風俗営業法は、抜本的に見直した方がいい』(朝日新聞)
- 『ダンスが健全な文化として社会に受け入れられるには...暴力や薬物取引を排除し、営業の適正化を図る努力が...求められる』(毎日新聞)